

高圧業務用電力Ⅰ

(選択供給条件)

2025年4月1日 実施

九州電力株式会社

高 圧 業 務 用 電 力 I

目 次

1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	選 択 供 給 条 件 の 変 更	1
4	契 約 期 間	2
5	季 節 区 分 お よ び 休 日 平 日 区 分	3
6	業 務 用 電 力 I	3
7	業 務 用 臨 時 電 力 I	6
8	業 務 用 自 家 発 補 給 電 力 I	7
附 則	11
別 表	18

1 適 用

この選択供給条件は、標準供給条件の業務用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 業 務 用 電 力 I

業務用電力A-Iおよび業務用休日エコノミー電力A-Iをいいます。

(2) 業 務 用 臨 時 電 力 I

(3) 業 務 用 自 家 発 補 給 電 力 I

3 選 択 供 給 条 件 の 変 更

(1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この選択供給条件を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択供給条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の

交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

4 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、業務用臨時電力 I の場合を除き、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）以降 1 年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了の日の 1 か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から 1 年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

- (3) 業務用臨時電力 I の契約期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- (4) お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

- (5) 契約期間満了に先だって、原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

5 季節区分および休日平日区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

イ 休 日

別表（休日）に定める日をいいます。

ロ 平 日

休日以外の日をいいます。

6 業務用電力 I

- (1) 適 用 範 囲

標準供給条件の業務用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (2) 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の業務用電力に準じて定めます。

- (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める

料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により，燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により，市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとしたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は，別に定める高圧業務用電力Ⅰ料金表のとおりとしたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（(5)ハの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額としたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，標準供給条件の業務用電力に準ずるものとしたします。

(4) 使用電力量の算定

使用電力量の算定は，標準供給条件22（使用電力量等の算定）に準ずるものとしたします。

なお，業務用休日エコノミー電力A－Ⅰの使用電力量は休日平日別に標準供給条件22（使用電力量等の算定）に準じて算定するものとしたします。

(5) そ の 他

イ 業務用電力Ⅰの各契約種別の適用後1年に満たない場合は，原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。また，業務用電力Ⅰの各契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力

I の契約種別を適用いたしません。

ロ 標準供給条件の業務用自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の基準の電力は、業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

なお、業務用休日エコノミー電力 A-I とあわせて業務用自家発補給電力を契約されるお客さまの基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。

ハ お客さまが希望される場合は、標準供給条件の業務用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ニ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないで需給契約が消滅する場合または契約電力を減少しようとする場合は、標準供給条件43（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

この場合、標準供給条件43（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）にいう臨時電力は、この選択供給条件の業務用臨時電力 I といたします。

なお、休日平日別の使用電力量は、業務用臨時電力 I を適用する部分の契約電力とそれ以外の契約電力の比であん分したものといたします。

す。

ホ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件を準用するものといたします。

7 業務用臨時電力 I

(1) 適用範囲

標準供給条件の臨時電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、業務用電力の適用範囲に適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の臨時電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】 3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】 3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】 3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、業務用電力 A - I の該当料金の 20 パーセントを割増し

したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、業務用電力 A－I の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、別に定める高圧業務用電力 I 料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の臨時電力に準ずるものとしていたします。

(4) その他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、業務用臨時電力 I を適用いたします。

ハ 業務用臨時電力 I の契約使用期間満了までの間（ロにより新たに契約使用期間を定める場合を含みます。）、原則として標準供給条件の臨時電力に需給契約を変更することはできません。また、標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、業務用臨時電力 I に需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件の臨時電力に準ずるものとしていたします。

8 業務用自家発補給電力 I

(1) 適用範囲

標準供給条件の業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、業務用電力の適用範囲に適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の業務用自家発補給電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】 3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】 3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】 3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧業務用電力 I 料金表のとおりといたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

(4) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、業務用自家発補給電力 I の供給時間中に計量された

使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力Ⅰの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量を休日平日別に算定している場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。

(イ) 業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(ロ) 業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

(ハ) 業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

ロ 業務用自家発補給電力Ⅰの継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(5) その他

イ 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社

へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

- ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- ハ 業務用自家発補給電力Ⅰの適用後1年に満たない場合は、原則として標準供給条件の業務用自家発補給電力に需給契約を変更することはできません。また、業務用自家発補給電力Ⅰから標準供給条件の業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。
- ニ 業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて、選択供給条件の負荷率別契約の適用を受けることはできません。
- ホ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件の業務用自家発補給電力に準ずるものいたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、2025年4月1日から実施いたします。

2 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置

(1) 適 用 範 囲

6（業務用電力Ⅰ）または附則3（業務用季特別電力A－Ⅰについての特別措置）として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、6（業務用電力Ⅰ）(3)および附則3（業務用季特別電力A－Ⅰについての特別措置）(2)によって算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(4) 蓄 熱 割 引 額

イ 業務用電力 A-I として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用電力 A-I の夏季} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{array} \right. \text{(5) の} \left. \text{蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力 A-I の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力 A-I のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ロ 業務用休日エコノミー電力 A-I として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用休日エコノミー電力 A-I} \\ \text{の夏季もしくはその他季休日料金} \\ \text{または夏季もしくはその他季平日料金} \end{array} \right. \text{(5) の} \left. \text{蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を、その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

ハ 業務用季時別電力 A-I として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{業務用季時別電力 A-I} \\ \text{の夜間時間における電力量料金} \end{array} \right. \text{(5) の} \left. \text{蓄熱単価} \right]$$

(5) 蓄熱単価

蓄熱単価は、別に定める高圧業務用電力 I 料金表のとおりといたします。

(6) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約附則 4（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱

いに関する特別措置) (2)ハの割引単価については、別に定める高圧業務用電力 I 料金表のとおりといたします。

(7) その他の事項については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

3 業務用季時別電力 A - I についての特別措置

この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件附則 5 (業務用季時別電力 A - I についての特別措置) の適用を受けているお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、この特別措置を適用いたします。

(1) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(2) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたもの

といたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧業務用電力Ⅰ料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（6〔業務用電力Ⅰ〕(5)ハの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の業務用電力に準ずるものといたします。

(3) その他

イ 使用電力量は、各時間帯別に標準供給条件22（使用電力量等の算定）に準じて算定するものといたします。

ロ 業務用季時別電力A－Ⅰとあわせて標準供給条件の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰを契約される場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

ハ 6（業務用電力Ⅰ）(5)ニの精算に用いる各時間帯別の使用電力量は、業務用臨時電力Ⅰを適用する部分の契約電力とそれ以外の契約電力の比であん分したものといたします。

ニ この特別措置に定めのない事項については、業務用電力Ⅰに準ずる

ものいたします。

4 この選択供給条件の実施にともなう切替措置

この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の高圧業務用電力 I の適用を受けているお客さまについて、2025年4月1日実施の料金表に定める基本料金および電力量料金の料金率ならびに燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、2025年4月1日以降に4（契約期間）(2)により延伸された契約期間または標準供給条件40（需給契約の変更）により新たに定める契約期間の始期（契約期間の始期が検針日〔記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、計量日といたします。以下「検針日等」といいます。〕と異なる場合は直後の検針日等といたします。）から適用するものとし、それまでの間、次のとおり取り扱うものいたします。

(1) この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件附則3（市場価格調整および燃料費調整についての特別措置）の適用を受け、この選択供給条件実施の日の前日を含む変更前の選択供給条件4（契約期間）(2)による契約期間の満了の日が2025年3月31日から2025年4月29日までに含まれるお客さま

イ 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の高圧業務用電力 I 料金表に定めるA表を適用いたします。

ロ 燃料費調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2023年10月1日実施の料金表【燃料費調整】によるものとし、市場価格調整額の差引きまたは加算は行なわないものいたします。

(2) 2025年3月の検針日等の翌日から2025年3月31日までに変更前の選択供給条件4（契約期間）(2)により契約期間を延伸されたお客さま

イ 2025年4月の検針日等の前日までの間

(イ) 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の高

- 圧業務用電力 I 料金表に定める A 表を適用いたします。
- (ロ) 燃料費調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2023年10月1日実施の料金表【燃料費調整】によるものとし、市場価格調整額の差引きまたは加算は行なわないものいたします。
- ロ 2025年4月の検針日等以降
- (イ) 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の高圧業務用電力 I 料金表に定める B 表を適用いたします。
 - (ロ) 燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2024年4月1日実施の料金表【燃料費調整】および【市場価格調整】によるものいたします。
- (3) 2025年3月1日を含む変更前の選択供給条件4（契約期間）(2)による契約期間の満了の日が2025年3月の検針日等から2025年3月30日までに含まれるお客さまが、標準供給条件40（需給契約の変更）により2025年3月の検針日等の翌日から契約期間満了の日までに新たに契約期間を定めた場合
- (2)に準ずるものいたします。
- (4) この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件附則3（市場価格調整および燃料費調整についての特別措置）の適用を受け、2025年3月1日を含む変更前の選択供給条件4（契約期間）(2)による契約期間の満了の日が2025年3月31日から2025年4月29日までに含まれるお客さまが、標準供給条件40（需給契約の変更）により2025年3月の検針日等の翌日から2025年3月31日までに新たに契約期間を定めた場合
- (2)に準ずるものいたします。
- (5) (1), (2), (3)および(4)以外のお客さま
- イ 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の高圧業務用電力 I 料金表に定める B 表を適用いたします。
 - ロ 燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、標準供給条件において

別に定める2024年4月1日実施の料金表【燃料費調整】および【市場
価格調整】によるものといたします。

別 表

(休 日)

この選択供給条件において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日